

知教学第100号
令和3年5月9日

各小・中学校長 殿

知名町教育委員会
教育長 林 富義志

5月10日（月）以降の教育活動の再開について（通知）

表記の件について、下記のように対応します。

については、貴校の児童生徒及び保護者、教職員への周知をお願いします。

記

1 学校における教育活動の再開について

- ・ 5月10日（月）より教育活動を再開する。
- ・ 部活動・スポーツ少年団等の活動は、5月17日（月）から再開する。

2 教育活動を再開する上での留意点（教職員も同様の対応とする。）

- (1) 5月中は家庭と連携しながら毎朝の検温及び風邪症状の確認を行い、発熱（37.5℃以上）、激しい咳などの風邪症状が見られる場合は、自宅で休養させることを徹底すること。
- (2) 学校再開後、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または児童生徒の同居家族等の感染が確認され児童生徒が濃厚接触者と特定された場合は、徳之島保健所や医療機関により定められた期間、自宅待機とすること。
- (3) 手洗い・うがいや咳エチケットを徹底し、可能な限りマスクを着用しての登下校を呼びかけること。
- (4) 多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムなど）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。
- (5) 学習活動を行う際は、密閉・密集・密接の3つの条件が同時に重なることを徹底的に避け、以下のような対応を行うこと。
 - ・ 常時、窓等を開けて換気する。エアコン使用時も休み時間等は窓を開け、室内と外気の入れ替えを行う。換気扇がある場合は活用する。
 - ・ 児童生徒間の机の間隔を可能な限り広くとり、授業形態や内容を工夫し、児童生

徒の密集・密接・密閉を避ける。

- ・ 給食当番は、給食着、マスクの着用を徹底する。机を向かい合わせにして食事をしない。また、会話を控える。

- (6) 部活動・スポーツ少年団等の活動を再開する際は、臨時休業期間により運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、児童生徒の怪我の防止に努めること。また、各種大会への参加、対外試合や校外での合宿等については、保護者や職員の意見を十分に考慮した上で、学校として責任をもって参加の有無を判断すること。また、主催団体とともに、大会における競技、演技、演奏等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時などにおいても、感染拡大を防止するための対策を講じること。

3 児童生徒の自宅待機について

児童生徒が島外に渡航する場合、または同居家族等に島外からの帰宅者がある場合、自宅待機は不要とし、帰島後2週間の検温、マスク着用を義務付けた上で登校させてもよい。

ただし、保護者から感染が不安で休ませたい等の相談があった場合は、校長の判断により出席停止として記録し、欠席とはしないなど柔軟に対応すること。

4 教職員の勤務について

知名町立小・中学校に勤務する県費負担教職員等は、不要不急の島外への渡航を自粛し、やむを得ず職員が島外に出る場合は、必ず校長へ連絡するようにする。島外に渡航（出張・私事旅行含む）した場合の自宅待機は不要とするが、帰島後2週間の検温、マスクを着用するようにする。

5 今後の対応について

(1) 児童生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合

診断を受けてから徳之島保健所（以下「保健所」）や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機とする。

(2) 児童生徒が、濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受ける場合

結果が陽性・・・保健所や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機とする。

結果が陰性・・・保健所や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機とする。

(3) 児童生徒が、家族の判断などにより健康管理のためPCR検査等を受ける場合

結果が陽性・・・保健所や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機とする。

結果が陰性・・・通常どおり登校

(4) 児童生徒の同居家族等が、濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受ける場合

結果が陽性・・・児童生徒が濃厚接触者となるため、(2)の対応とする。

結果が陰性・・・結果が出た日の翌日から3日間の自宅待機とする。